

# 【動物用再生医療等製品販売業営業所の廃止(休止・再開)の届出について

動物用再生医療等製品販売業営業所の許可を廃止、休止、又は再開する場合は、30日以内に都道府県に届け出なければなりません。

届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間：平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



## 書類

必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用再生医療等製品販売業廃止（休止・再開）届出書	<input type="radio"/> 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載
<input type="checkbox"/> 旧許可証 （現在、使用している許可証）	<input type="radio"/> 廃止の場合は提出してください

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

